

公共建築物長浜市産材利用促進基本方針 (概要版)

国においては、「木材自給率50%」を目指す「森林・林業再生プラン」を公表し、住宅や公共建築物等への木材利用を推進しており、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)が制定され、公共建築物等木材利用促進法に関する国や県の動向を踏まえ、長浜市では、本市が整備する公共建築物の木造化ならびに木質化を推進していくために、公共建築物等木材利用促進法第9条に定める市町村方針として、「公共建築物長浜市産材利用促進基本方針」を定めるものです。

■策定スケジュール

- H24.7月 部局主管課長会議へ基本方針策定(ワーキングチーム設置)付議
- 8月 庁議へ基本方針策定(ワーキングチーム設置)付議
- 9月 第1回ワーキングチーム会議
- 10月 第2回ワーキングチーム会議
- 11月 第3回ワーキングチーム会議
部局主管課長会議、庁議への基本方針(案)諮問
- 12月 長浜市議会 産業建設常任委員会への報告
- 12月 公表 ※以降 調査、検討、進捗管理

■利用木材の定義

利用する長浜市産材については下記によるものとし、長浜市産材の供給が不足する場合には、滋賀県産材等を利用するものとする。

長浜市産材 長浜市内の森林から産出された原木及び製材品とする。

なお、JAS適合製品や乾燥施設の関係から、市外、県外業者へ材料供給し、加工された製材品も含むものとする。

■木材の利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「平成32年度の滋賀県産木材の素材生産量12万立方メートル」の目標に沿い、長浜市においては、「平成32年度の長浜市産材の素材生産量(原木生産量)2万立方メートル」を目標とし、公共建築物の整備等において木材の利用を図る。



■木材利用の基本的対策

●素材生産部門

- ・素材生産コストの削減及び生産量を増大させるために、森林の境界明確化を重点に推進し、集落を単位とした面的な施業地確保を推進する。
- ・素材生産の主体となる2つの森林組合に対し、作業の効率化、安全性の向上と生産コスト低下を図るため、高性能林業機械の導入を支援する。

●木材(製材)加工部門

- ・市民へ木材の良さや利用の周知を図るとともに、継続した公共施設での木材利用により、木材需用を高め、民間事業者へのJAS認定や設備投資への気運を高める。

●木材利用(公共施設による利用)部門

- ・市内の主要林種であるスギ材の利用について、スギの特性を活かした工法の検討を行い、公共建築物の木造化及び木質化の設計検討を行う。
- ・長浜市産材の調達や供給について、関係者の協議の場を設け、建設工程に合わせた部材の供給を行うための検討組織を整備する。

■目標の実現に向けた取り組み

①公共建築物

- ・低層の公共建築物については、原則として木造化を図り、内装等については、木材の利用が適切である部分における木質化の整備を積極的に図る。
- ・暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする機器を積極的に推進する。

②公共工事

- ・公共工事においては、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進め、木材の特性を生かせる施工箇所については、長浜市産材を利用する工法を推進する。

③物品

- ・長浜市産材を活用した備品および木材を原材料とした消耗品の利用を促進するとともに、製品の導入を図る。導入に際しては木材利用の意義や効果を踏まえ、購入コストや燃料調達などの維持管理コストを考慮し、総合的に判断するものとする。

④木材資源の有効活用

- ・未利用木質資源を有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質資源のエネルギー利用を進めると同時に、新たな用途の開拓に努める。

■木材利用促進のための体制

「長浜市産材活用検討会」の設置。

市が行う公共建築物における木材利用の庁内関係課で構成し、年度毎の公共建築物における材料調達、発注方式の検討と長浜市産材の活用実績の把握及びその効果、検証を行う。

■運用基準の設定

基本方針の詳細事項として、以下の項目について運用基準を定める。

■木材利用対象施設

- ・木造化を推進する施設…法令で耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造とすることが求められない低層の建築物で、法令による制限等ある場合を除き、木造化を推進する。
- ・内装木質化を推進する施設…非木造施設を対象とし、各施設の廊下、通路、各室の壁、床には長浜市産材の利用を促進する。
- ・木質バイオマスを燃料とする設備の導入を推進する施設…諸条件に支障がある場合を除き木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの導入を図る。

■建築コスト基準

- ・木造化並びに大規模な木質化を図る建築工事については、非木造施設との比較設計を行い、非木造施設での事業費の2割増しの範囲であれば、木造施設による整備を実施するものとする。

なお、長浜市産材を活用することにより、国、県補助などの支援措置が図られ、市の負担を軽減できる場合は、木造施設による整備を実施するものとする。

■協議体制

- ・木造化並びに大規模な木質化を図る建築工事については、長浜市産材の円滑な木材調達と施工箇所の把握、適正な品質確保を図るため、庁内の建築営繕主管課、施設管理主管課及び森林政策主管課と木材供給業者並びに建築設計業者、請負業者による協議の場を設ける。

公共建築物長浜市産材利用促進基本方針

平成24年12月

長 浜 市

第1 方針の作成にあたって

1 公共建築物における木材の利用の意義

長浜市の森林は、木材生産機能とともに水源涵養等の公益的機能を有し、私達の生活に欠かすことの出来ない重要な資源である。

戦後、特に昭和40年代以降はスギの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。

また、森林から生産される木材は、調湿性や断熱性に優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に資するものであることなど、木材利用には大きな意義がある。

2 公共建築物における木材の利用の背景

国においては、「我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する」との考え方のもと、平成21年12月に「10年後の木材自給率50%」を目指す「森林・林業再生プラン」を公表し、住宅や公共建築物等への木材利用を推進している。

特に、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。)が制定され、これに基づく基本方針が平成22年10月に策定された。この基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化または木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。

これを受けて、滋賀県では、国の基本方針に基づき、公共建築物等木材利用促進法第8条に定める都道府県方針として、平成24年2月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」が定められた。

こうした公共建築物等木材利用促進法に関する国や県の動向を踏まえ、長浜市では、当市が整備する公共建築物の木造化ならびに木質化を推進していくために、公共建築物等木材利用促進法第9条に定める市町村方針として、「公共建築物長浜市産材利用促進基本方針」を定める。

第2 木材の利用の促進の基本的方向

滋賀県が策定した「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に沿い、木材の利用の目標ならびに目標の実現に向けた取り組みを以下に示す。

なお、長浜市産材の供給が不足する場合には、滋賀県産材等を利用するものとする。

■利用木材の定義

長浜市産材・・・長浜市内の森林から産出された原木及び製材品とする。

なお、JAS適合製品や乾燥施設の関係から、市外、県外業者へ材料供給し、加工された製材品も含むものとする。

滋賀県産材・・・滋賀県内の森林から産出された原木及び製材品とする。

なお、JAS適合製品や乾燥施設の関係から、県外業者へ材料供給し、加工された製材品も含むものとする。

1 木材の利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「平成32年度の滋賀県産木材の素材生産量12万立方メートル」の目標に沿い、森林面積、人工林面積等を勘案し、長浜市においては、「平成32年度の長浜市産材の素材生産量（原木生産量）2万立方メートル」を目標とし、公共建築物の整備等において木材の利用を図る。

2 木材利用促進の基本的方向

長浜市産材によって木材の利用を促進していくにあたり、供給や需要の各段階において下記課題を抱えていることから、滋賀県が示す「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、各課題への取り組みとともに、木材の安定供給に向けた具体的な対策等について滋賀県ならびに関係機関と連携し、目標の実現に努める。

(1) 現状課題

ア) 素材生産

市内の素材生産は、2つの森林組合が主体であり、民間の林業事業体は規模が小さく、現在成熟した森林資源を活用するため、生産体制を整え始めた状況である。

イ) 木材（製材）加工

市内の製材事業体は小規模事業体が多く、木材の乾燥に必要な設備を持つ事業体は少ない。

また、地元工務店等が施工する在来工法の一般住宅には、製材のJAS規格を必要としないことから、公共施設整備に合わせたJASの認定を受けた工場がない。

ウ) 木材利用（公共施設による利用）

素材生産、木材（製材）加工の課題から、一時に大量の木材、加工製品を供給する体制が十分でなく、部材利用が少なく、あわせて木造化・木質化の設計や施工の技術情報も不足している。

(2) 基本的対策

ア) 素材生産

- ・ 素材生産コストの削減及び生産量を増大させるために、森林の境界明確化を重点に推進し、集落を単位とした面的な施業地確保を推進する。
- ・ 素材生産の主体となる2つの森林組合に対し、作業の効率化、安全性の向上と生産コスト低下を図るため、高性能林業機械等の導入を支援する。

イ) 木材（製材）加工

- ・ 市民への周知を図るとともに、継続した公共施設での木材利用により、木材需要を高め、民間事業者におけるJAS認定や設備投資への気運を高める。

ウ) 木材利用（公共施設による利用）

- ・ 市内の主要樹種であるスギの利用について、その特性を活かした工法の検討を行い、公共建築物の木造化及び木質化の設計検討を行う。
- ・ 長浜市産材の調達や供給について、関係者の協議の場を設け、建設工程に合わせた部材の供給を行うための検討組織を整備する。

3 目標の実現に向けた各取り組み

(1) 公共建築物

- ・ 低層の公共建築物については、原則として木造化を図る。（注1）
- ・ 公共建築物の内装等については、木材の利用が適切である部分における木質化の整備を積極的に図る。
- ・ 公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、長浜市産材の活用を図る。（注2）
- ・ 暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする機器を積極的に推進する。

(2) 公共工事

公共工事においては、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、長浜市産材を利用する工法を推進する。

(3) 物品

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品および消耗品の利用を促進するとともに、長浜市産材を活用した木製品の導入を図る。

なお、導入に際しては、購入コストや燃料調達などの維持管理コストを考慮しつつ、木材利用の意義や効果を踏まえ総合的に判断するものとする。

(4) 木質資源の有効活用

未利用木質資源を有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質資源のエネルギー利用を進めると同時に、新たな用途の開拓に努める。

第3 木材利用促進のための体制

- ・公共建築物等における長浜市産材の安定的な供給と需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備を図るため、「長浜市産材活用検討会」を設置する。
- ・「長浜市産材活用検討会」は、市が行う公共建築物における木材利用の庁内関係課で構成し、年度毎の公共建築物における材料調達、発注方式の検討と長浜市産材の活用実績の把握及びその効果、検証を行う。

第4 その他

この方針の運用に当たっての詳細は別に定める。

なお、当該基本方針に沿った木材利用促進を長浜市が率先して行うことで、市民への波及効果を高め、個人や法人についても、長浜市産材利用の普及、啓発に努める。

(注1)

木造化を進める低層の公共建築物とは、建築基準法その他の法令に基づき「耐火建築物又は主要構造部を耐火構造とすることが求められないもの」とします。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合を除きます。

<参考>

■耐火建築物又は主要構造部を原則として耐火構造とすることが求められるもの（建築基準法）

【規模による制限】

建築基準法第 21 条に、一定の規模を超える大きさの建築物については、原則として主要構造部を耐火構造としなければならないと定められている。

[下記表については、建築物の規模による要件であり、建築物の用途等による要件が別にあります。]

規模による制限（建築基準法第21条）			
高さ	軒高	階数	主要構造部を耐火構造
13m超	9m超	4	政令の技術基準に適合 又は、主要構造部を耐火構造
		3	
		2	
		1	
13m以下	9m以下		規模による制限なし

延床面積 3000㎡

【用途による制限】

建築基準法第 27 条に、不特定若しくは多数の者が利用する用途又は収用可燃物が多い用途の建築物で一定規模・階数を超える建築物については、耐火建築物としなければならないと定められている。

【立地による制限】

建築基準法第 61 及び第 62 条に、火災の拡大を防除することを目的として都市計画に定められた防火地域又は準防火地域内では、一定規模・階数等を超える建築物については、耐火構造物としなければならないと定められている。

(注2)

「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

〔「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成22年10月4日 農林水産省、国土交通省告示第3号）の注釈を準用〕

公共建築物長浜市産材利用促進基本方針 運用基準

1 趣旨

「公共建築物長浜市産材利用促進基本方針」の規定に基づき、この運用基準を定める。

2 木材利用対象施設基準

関係部局は、その所管する事務、事業、施設整備について長浜市産材の利用を積極的に推進するため、以下の取り組みによる木材利用に努める。

■木材の特性を生かした利用の推進

下記基準に基づき市有施設の木造化・内装木質化、木質バイオマスを燃料とする設備の導入などを積極的に進めるものとする。

(1) 木造化を推進する施設

法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物は、次のものを除き、木造化を推進する。

○経済性、現場条件、耐用年数及び施工上特に支障がある場合

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合

- (例) ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
・治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
・危険物を貯蔵又は使用する施設
・文化財の収蔵・展示施設 など

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討しつつ木造化を促進する。

(2) 内装木質化を推進する施設

木質環境を整備することにより、健康で快適な居住空間の創出につながる非木造施設を対象とし、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分については、内装等の木質化を推進する。

また、下記部位については、長浜市産材を積極的に利用する。

■一般の利用に供する廊下、各室の腰壁・床

(3) 木質バイオマスを燃料とする設備の導入を推進する施設

木材を原材料にした木質バイオマスを燃料とする設備整備を推進する。

■現場条件、生活環境上特に支障がある場合を除き、公共施設における暖房器具及びボイラーの導入を図る。

3 建築コスト基準

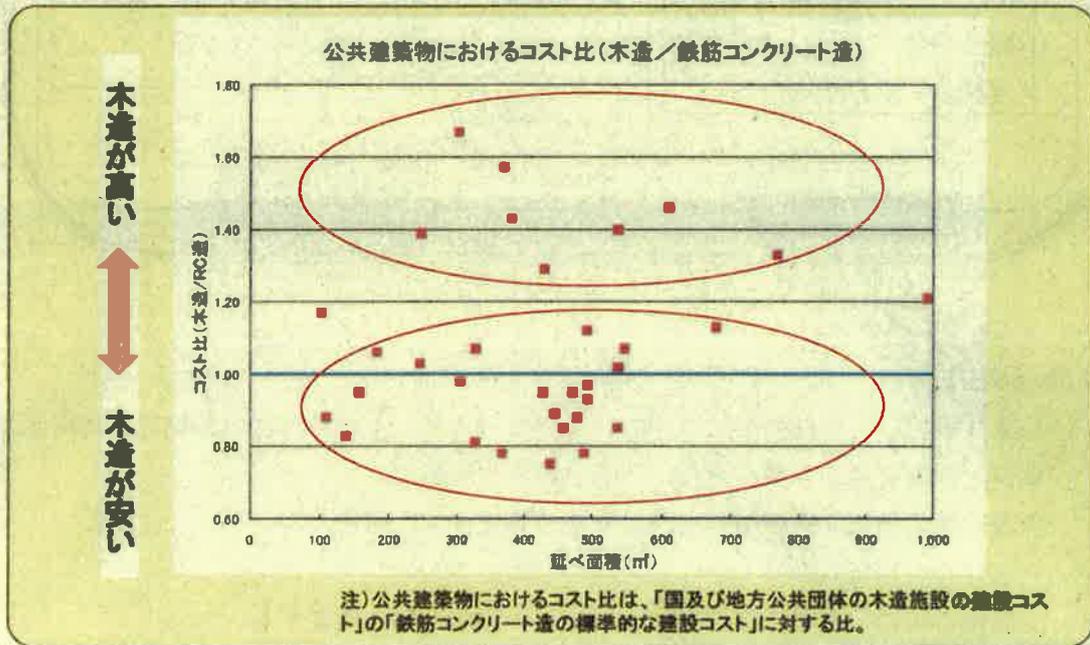
木造化並びに大規模な木質化を図る建築工事については、非木造施設との比較設計を行い、非木造施設での事業費の2割増しの範囲であれば、木造施設による整備を実施するものとする。

なお、長浜市産材を活用することにより、国、県補助などの支援措置が図られ、市の負担を軽減できる場合は、木造施設による整備を実施するものとする。

注) 滋賀県では、木造施設の場合、非木造施設と比較し、多くの建設に関わる費用を地元へ還元でき、経済の波及効果が高く、地元産業の育成、市税への反映が見込まれるとの見解です。

また、下記の図（林野庁HPより抜粋）に示した「木造施設と鉄筋コンクリート造で建設したと想定したコスト比較」では、必ずしも木造が高くは無く、概ねコスト比1.2のラインで2つの集団に分けられることから、コスト比1.2を木造化を推進する目安とします。

木造施設を鉄筋コンクリート造で建設したと想定した場合とのコスト比較

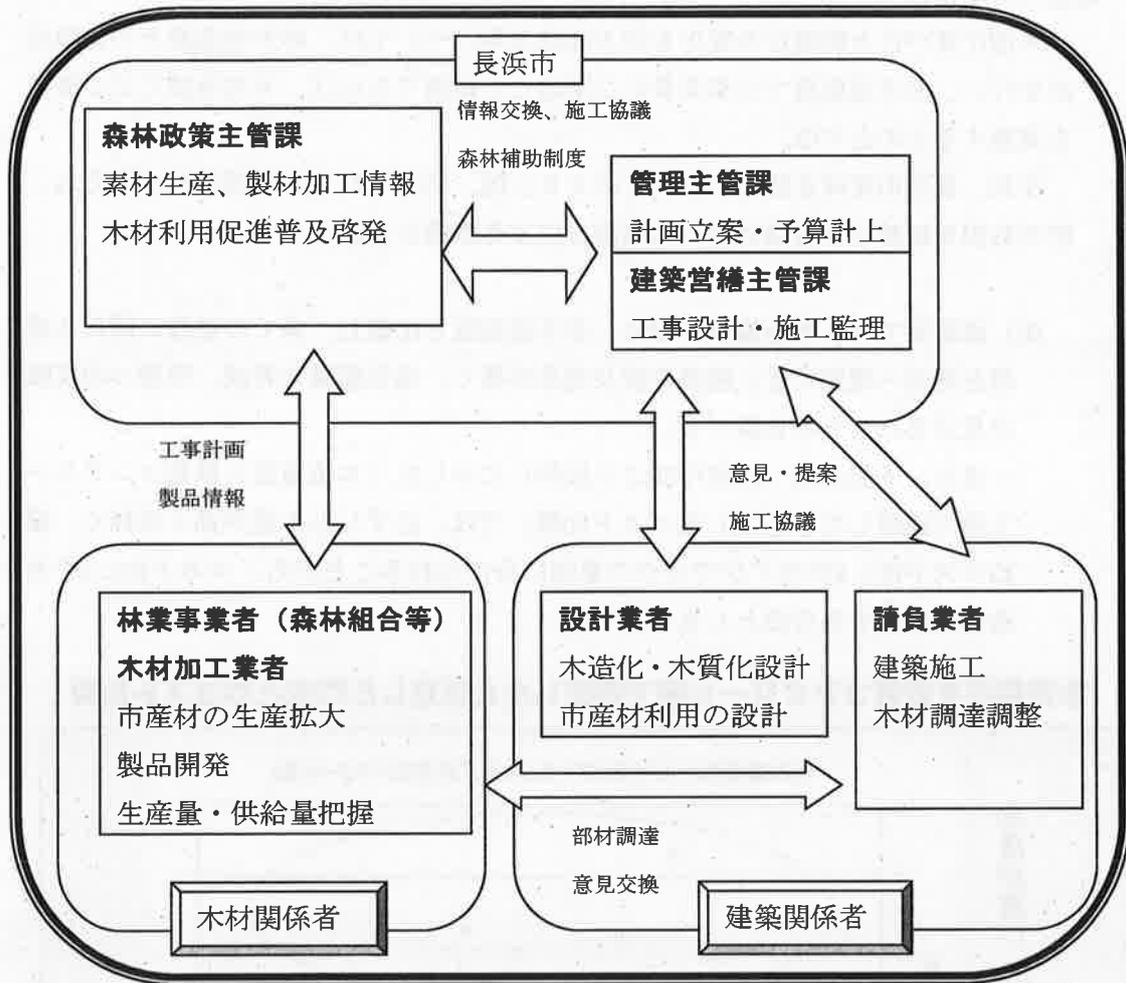


資料:平成15年度地方公共施設等設計文書事業

4 協議

木造化並びに大規模な木質化を図ることが見込まれる建築工事については、長浜市産材の円滑な木材調達と施工箇所の把握、適正な品質確保を図るため、庁内の建築営繕、管理主管及び木材利用促進の各関係課と木材供給業者（市内森林組合等）並びに建築設計業者、請負業者による材料調達に関する協議の場を設ける。

【関係者連絡協議体制】



【協議の方法】

1. 公共建築物への木材利用について、半年毎（4月、10月）に対象施設、利用促進事例の計画有無を各課へ照会。（森林政策主管課より）
各課は建築整備計画等あれば、設計業務等発注前に報告。
- ↓
2. 上記報告後に、市関係課のみで木材利用の協議の場を設定する。
- ↓
3. その後設計を外注する場合、設計業者が決定した段階で、詳細協議の場を設定する。
この段階で非木造建築コストとの比較検討を行い、木材利用の方向性を決定する。
- ↓
4. 設計業者からの木材利用の数量提示等あった段階で、木材関係者に参画頂いて、材料調達（産地）の検討、木材使用部位、部材について協議の場を設定する。
この段階で工事発注の仕様書記載事項等について決定する。
- ↓
5. 業者決定後において部材調達の協議の場を設定する。